

南魚沼市子ども・子育て会議の役割

1. 会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。本市においては、平成25年9月に条例を制定し会議を設置しました。

2. 「南魚沼市子ども・子育て会議条例」について

別紙参照

3. 会議の趣旨・目的

子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映させます。

また、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、南魚沼市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

4. 会議の審議事項【子ども・子育て支援法第77条第1項（抜粋）】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

(1) (2) の「利用定員」について

施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。

新制度に基づく各施設への給付単価は、この利用定員から積算されます。

5. 新たに定める基準等について

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（利用定員）
子ども・子育て支援法第31・34・43・46条
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の認可基準）
児童福祉法第34条16
- (3) 保育の必要性の認定に関する基準
子ども・子育て支援法第19・20条
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
児童福祉法第34条8の2
- (5) 利用者負担額（教育・保育の利用料）
児童福祉法第56条、子ども・子育て支援法第27・28・29・30条
子ども・子育て支援法附則第6条

幼稚園が、施設型給付を受ける場合、保育料は市町村が所得に応じて定めた額となります。このため市内の施設型給付対象幼稚園では、園による保育料の違いはなくなります。